

令和6年度 白杵市大学等奨学生 募集要項



白杵市では、教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって大学等への修学が困難な者に対し、奨学資金を“無利子”で貸与し、将来有用な人材を育成することを目的に大学生等奨学金制度を制定し、下記のとおり募集します。

○応募資格

次の要件を備えている方に限ります。

- (1) 本人又は生計維持者（保護者）が、申請時に2年以上白杵市に住所を有すること。
- (2) 大学・短期大学・専修学校（修業年限2年以上の専門課程）に現に在学する者又は入学が見込める者（大学・短大は通信教育を行う課程、医学課程、専攻科、別科、大学院を除く。）
- (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者

※生計維持者・・・父母又は父母がいない場合は代わって家計を維持している者

○募集人員及び奨学資金の額

- (1) 募集人員 8名
- (2) 奨学資金 奨学金 30,000円（月額）
入学準備金 100,000円（令和6年度入学者に限ります）
- (3) 貸与期間 令和6年4月から在籍する学部又は課程の正規の最短修業期間まで。
- (4) 貸与方法 奨学資金は無利子です。（毎月、本人又は生計維持者に交付します。）

○応募の際に提出する書類

- (1) 白杵市大学等奨学生申請書
- (2) 白杵市大学等奨学生推薦調書（出身高等学校長による推薦）
- (3) 大学等の成績証明書（すでに大学等に1年以上在学している場合に必要）
※ 担当職員による住民情報及び税務情報の閲覧、取得に同意されない場合は以下の書類も提出してください。（申請書にて同意される場合は不要です。）
- (4) 本人及び生計維持者の世帯全員分の住民票（世帯主・続柄の記載があるもの）
- (5) 世帯の所得課税証明書

※（1）（2）の様式は白杵市のホームページにも掲載しています。

○募集期間 令和5年10月2日（月）～令和6年4月5日（金）17時15分
郵送の場合は、4月5日（金）消印有効

○他の奨学金制度との併給

本制度は他の奨学金制度（日本学生支援機構等）との併給が可能です。
ただし、他の奨学金制度側に併給できない旨の規定がある場合もありますので、ご確認ください。

○奨学生の決定

提出された書類をもとに4月下旬に選考委員会にて決定し、結果を本人に通知します。

○奨学生決定後の手続き（提出期限：決定通知より2週間以内）

以下の書類を提出していただきます。

- (1) 保証書（連帯保証人 2名（生計維持者1名、生計維持者以外の市内居住者1名））
※印鑑登録証明書が必要（生計維持者以外の連帯保証人は住民税の納税証明書も必要）
- (2) 誓約書兼同意書（連帯保証人である生計維持者と連署したもの）

白杵市に税務情報があり、担当職員が情報を閲覧及び取得することに同意される場合は不要です。

○異動の届出

休学、復学、転学、編入学及び退学等重要な事項に異動があった場合は速やかに「異動届出書」の提出が必要です。

住所の変更があった場合は、「住所変更届」の提出が必要です。

【休止・廃止、返還の猶予・免除について】

○休止及び廃止について

次のような場合は、奨学資金の貸与を休止又は廃止することがあります。

- (1) 奨学資金の貸与を必要としなくなり、又は辞退したとき。
- (2) 休学し、若しくは退学し、又は対象の大学等以外に転学若しくは編入学したとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- (4) 傷病等のため学業を続ける見込みのなくなったとき。
- (5) 保護者及び本人が白杵市の住民でなくなったとき。
- (6) 必要な書類の提出がなされないとき。 など

※※貸与の廃止となった場合は、原則、一時に返還していただきます。

○奨学金の返還

貸与終了後には、「奨学資金借用証書」を提出していただき、卒業後6ヶ月据置き後、10年以内に返還していただきます。

○返還の猶予

進学や疾病その他やむを得ない事情が認められるとき、または、大学等卒業後就職等により白杵市に居住しているときは、5年を限度として返還の猶予申請をすることができます。

○返還の免除

卒業後10年以内に白杵市に住み始め継続して5年間居住した場合は、返還の免除申請をすることができます。

ただし、既に返還した奨学資金については、免除できません。

【提出及び問合せ先】

〒875-8501 白杵市大字白杵72番1
白杵市役所 白杵庁舎 総務課 奨学金担当
電話 0972-63-1111 (内線5501)
FAX 0972-63-7713